

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県大津市末広町4番5号NS大津ビル4階に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、滋賀県内の生活に困窮する人たちに対して、さまざまな支援活動を行うことによって生活の再建を図り、誰もが希望を持てる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下同法を単に法という。）第2条別表に定める以下活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（第1号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（第2号）
- (3) 環境の保全を図る活動（第7号）
- (4) 災害救援活動（第8号）
- (5) 地域安全活動（第9号）
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（第10号）
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動（第12号）
- (8) 子どもの健全育成を図る活動（第13号）
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動（第17号）
- (10) 消費者の保護を図る活動（第18号）
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（第19号）

### (事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 多重債務・労働・医療・生活保護など生活困窮者に対する相談・支援
  - ② 食料品、学用品や生活用品などの支援活動
  - ③ 貧困や多重債務解消のための啓蒙活動
  - ④ 学校、自治会、団体等に対する出張講義
  - ⑤ 例会や研修会等の開催

- ⑥ 全国の連携する団体等が行う集会、研究会への参加
- ⑦ 閉じこもり・孤立等の予防のための出会いの場づくり
- ⑧ 生活保護の申請同行
- ⑨ 生活保護受給者や生活困窮者への就労支援及び仕事づくり
- ⑩ 貧困・多重債務問題に関する調査研究及び政策提言
- ⑪ その他前各号に附帯関連する一切の事業

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
  - (2) 会費を2年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき
  - (3) 除名されたとき

### (除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### (抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを

返還しない。

### 第3章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

#### (任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は定款に著しく違反する行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会において、この法人と特定の正会員との関係について議決をする場合には、その正会員は、その議決に加わることができない。

4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法（滋賀県条例で定めるものをいう。）をもって表決し、もしくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の場合における第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第47条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 この法人の業務は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条第2項、第3項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第43条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

- 第45条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
  - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第48条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (2) 収益、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
  - (5) 社員の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
  - (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
  - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人の解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人または公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属させるものとする。

第9章 雑則

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告)

第53条 この法人の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 

(1) 正会員	入会金0円	会費年額10,000円
(2) 賛助会員	入会金0円	会費年額 3,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、

次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2013年6月30日までとする。

- (1) 理事長 氏名 小川恭子
- (2) 副理事長 氏名 土井裕明
- (3) 副理事長 氏名 羽田慎二
- (4) 理事 氏名 元永佐緒里
- (5) 理事 氏名 永芳明
- (6) 理事 氏名 黒田啓介
- (7) 理事 氏名 高橋陽一
- (8) 理事 氏名 馬殿貞爾
- (9) 理事 氏名 小坂時子
- (10) 理事 氏名 高橋尚子
- (11) 理事 氏名 橋元美智子
- (12) 理事 氏名 太田茂雄
- (13) 理事 氏名 林 尚生
- (14) 監事 氏名 廣田耕康

4 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

(施行期日)

- 1 この定款は、2016年 7月16日より施行する。
- 1 この定款は、2018年 2月20日より施行する。
- 1 この定款は、2018年 6月11日より施行する。

上記は、本法人の定款の写しに相違ありません。

特定非営利活動法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会

理事(長) 小川 恭子